

国際学部 多文化共生プロジェクトに関する内規

令和3年10月12日制定

(科目の概要)

第1条 国際学科開講科目「多文化共生プロジェクト」(以下、プロジェクト)は、特定のテーマについて関心のある学生有志が何人か集まり、指導を仰ぐべき教員を選び、依頼し、その後は、自主的、自発的に研究や調査を進めていく。

2 本科目は、問題の所在を確認し、その問題の発生原因、解決策等について自ら計画を立て、調査・研究を進めていく科目である。

3 扱うテーマは、グローバルビジネス、国際社会・地域研究、国際協力、多文化共生、日本語教育等、本学部の専門領域に関するものとする。

(プロジェクトの公募)

第2条 プロジェクトは、毎学期募集する。

2 応募の締切日は、第1学期開講科目は5月上旬、第2学期開講科目は10月上旬とする。

3 プロジェクトの立案、参加は、2年次1学期からとする。ただし、運営委員会の承認を経て、先行履修を認める場合がある。

4 プロジェクトの立ち上げを希望する学生は、審査のために、所定の様式によるプロジェクト企画書(以下、企画書)を教務・教育企画室へ提出しなければならない。

5 企画書には、代表者を含む学習者の氏名、企画の題目、学習目的・内容、学習計画等を記載しなければならない。

6 企画書に記載された学生(以下、立案者という)は、指導教員との間で事前に学習内容および学習計画について十分な打ち合わせをしておかなければならない。

7 活動時期は、休暇期間中も可能とする。

(プロジェクトに関する条件)

第3条 一つのプロジェクトには、立案者を含め 少なくとも5名の学習者がいなければならない。

2 一つの自主ゼミの学習者の人数は、原則20名を越えてはならない。

(PBL系科目の履修に関する条件)

第4条 国際学部では「多文化共生プロジェクト」「サービスラーニング体験実習」「観光フィールドワーク」「地域連携実習」「自主企画ゼミナール」の5科目をPBL(Project Based Learning)科目と定義する。

2 プロジェクトの活動時期に、他のPBL系科目の活動が重複しないようにする。同一期間中に活動が重複する場合は、プロジェクトの参加を認めない場合がある。

(指導教員に関する条件)

第5条 プロジェクトの指導を引き受ける教員は、国際学部の専任教員でなければならない。

2 複数の教員が、一つのプロジェクトを指導することができる。

(科目の審査)

第6条 プロジェクトの開講の適否については、提出された企画書に基づき、教務委員会で審査したのち、学部運営委員会の議を経て決定する。

- 2 開講が承認された場合は、その旨を立案者の代表に伝える。
- 3 開講が承認されなかった場合は、その旨を、理由を添えて立案者の代表に伝える。

(審査基準)

第7条 学習計画・内容が、次の事項のいずれかに該当する場合は、承認しない。

- (1) 計画の趣旨および目的が明確でない場合
- (2) 指導教員との間で学習計画・内容について十分な打合せを行っていないと判断される場合
- (3) 企画・立案に基づき、学生が実行する内容のものとする。単なる講義系の内容はこの科目としての実施は認められない。
- (4) 企画・立案された学習内容と同様（授業の進め方を含む）の授業が、本学部の科目として開講されている場合
- (5) テーマおよび学習計画・内容が大学の授業としてふさわしくない場合

(開講の発表)

第8条 開講が承認されたプロジェクトについては、学内限定のWEB上で発表する。

(開講の取消)

第9条 開講が承認されたプロジェクトであっても、学習者が4名未満となった場合には、開講を取り消す。

(履修登録)

第10条 応募の段階で企画書に氏名が記載された立案者以外は、そのプロジェクトを履修することができない。

- 2 学生は、学期に2つ以上のプロジェクトを履修することはできない。

(活動中の注意点)

第11条 活動中に不慮の事故により、ケガをした場合は「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」が適用されることがある。

- 2 上記に備えて、活動中の記録（日時、場所、内容等）を取っておくこと。

(単位認定)

第12条 基礎専門科目として1度目の単位認定は「多文化共生プロジェクトA」、2度目の単位認定「多文化共生プロジェクトB」で認定する。また、上級専門科目として、1度目の単位認定は「多文化共生プロジェクトC」、2度目の単位認定は「多文化共生プロジェクトD」で認定する。

- 2 単位認定の時期は、プロジェクト完了の報告書提出の時期によって異なる。休暇期間中に活動がある場合は、翌学期に単位認定を行う。

(次学期への継続)

第 13 条 開講されたプロジェクトについて、次の学期に引き続き開講を希望する場合には、改めて企画書を提出し承認を受けなければならない。

(事務の所管)

第 14 条 この内規に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室が所管する。

(内規の改廃)

第 15 条 この内規の改廃は、国際学部運営委員会の議を経て行う。

附 則

1 この内規は、令和 3 年 10 月 12 日から施行する。